

診療所開設届出書						
<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; display: inline-block; color: red; font-weight: bold;">記載例</div>						
令和 6 年 4 月 1 日						
(宛先) 松山市保健所長						
住所	松山市萱町 6 丁目 30 番地 5					
開設者	氏名 松山 太郎					
診療所の名称	松山市保健所					
開設の場所	松山市萱町 6 丁目 30 番地 5					
診療を行おうとする科目	内科・小児科 ※ 診療科目は、医療法施行令第 5 条の 11 に規定されたものに限る。					
現に病院若しくは診療所を開設若しくは管理し、又は病院若しくは診療所に勤務するものであるときはその旨	※ 左記の事項に該当しないときは記入の必要はありません。 なお、同時に 2 以上の病院(診療所)の管理者になろうとするときは、「診療所(助産所)管理者兼任許可申請書」が必要です。 他の病院・診療所への勤務の有無は、履歴書により確認します。					
同時に 2 以上の病院若しくは診療所を開設しようとするものであるときはその旨	※ 左記の事項に該当しないときは記入の必要はありません。					
医師，歯科医師，薬剤師，看護師その他の従業者の定員	職 種	人 数	職 種	人 数		
	1	医師	1	9		
	2	歯科医師		10		
	3	薬剤師		11		
	4	看護師	1	12		
	5	准看護師	3	13	その他	
	6	診療放射線技師		14	事務員	2
	7	臨床検査技師		合計人数		7
8	栄養士					
敷地の面積及び平面図	面積 (200.00 m ²) (平面図の赤線枠内) 平面図 (別添のとおり)					
敷地周囲の見取図	(別添のとおり)					

建物の構造概要及び平面図	<p>・ 構造概要 (鉄筋コンクリート 造 地上 3 階建 地下 階) 建床面積 (80.00 m²) 延床面積 (120.00 m²) 内診療所面積 m²</p> <p>・ 平面図 (別添のとおり) (平面図に各室の用途を示し、病室があるときはその病床種 病床数を明示してください。)</p>				
歯科技工室がある場合は、構造設備の概要	<p>無 ・ 有 (別紙のとおり) ※歯科技工室(歯科技工コーナー)があるときは、その構造設備を別途添付する。(設置された機械等を明記)</p>				
病床が有る場合は、病床数及び病床の種別ごとの病床数並びに各病室の病床数	<p>無 ・ 有 (室 床) (詳細については別紙のとおり)</p> <p>病床があるときは、病室数及び病床数を記入し、各室の病床種別、定員、面積等を別途添付する。</p>				
開設年月日	令和 6 年 4 月 1 日				
管理者の住所氏名	松山市萱町 6 丁目 30 番地 5 号 松山 太郎				
診療に従事する医師若しくは歯科医師の氏名、担当診療科目、診療日及び診療時間		医師(歯科医師)の氏名	担当診療科目	診療日	診療時間
	常勤	松山 太郎	内科 小児科	月～金 土曜日	9 時～12 時 14 時～18 時 9 時～12 時
	非常勤	松山 次郎	内科	月～金	9 時～12 時 14 時～18 時
薬剤師が勤務するときはその氏名	※ 薬剤師が勤務しないときは記入の必要なし				

注 1 **開設者となる者の履歴書及び臨床研修修了登録証** (開設者が医師法 (昭和 23 年法律第 201 号) 第 7 条の 2 第 1 項の規定による厚生労働大臣の命令又は歯科医師法 (昭和 23 年法律第 202 号) 第 7 条の 2 第 1 項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者である場合にあつては、臨床研修修了登録証及び再教育研修修了登録証) 若しくは**医師免許証若しくは歯科医師免許証の原本を提示し、その写しを添付**してください。

2 前記開設者以外の全医師の勤務確約書、履歴書及び臨床研修修了登録証 (開設者が医師法第 7 条の 2 第 1 項の規定による厚生労働大臣の命令又は歯科医師法第 7 条の 2 第 1 項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者である場合にあつては、臨床研修修了登録証及び再教育研修修了登録証) 若しくは**医師免許証若しくは歯科医師免許証の原本を提示し、その写しを添付**してください。

3 その他保健所長が必要と認める書類を添付してください。

4 開設者が管理者とならない場合にあつては、病院 (診療所・助産所) 開設者管理免除許可申請書 (様式第 4 号) を併せて提出してください。